



鎌ヶ谷市コミュニティバス「ききょう号」 運転免許自主返納者への割引制度

高齢運転者の運転免許証の自主返納等を支援することで、自家用車から公共交通機関への利用を促進し、高齢運転者による交通事故の減少を図ることを目的として実施しています。

割引対象者（すべての要件を満たす方）

- ①鎌ヶ谷市在住の方
 - ②過去に「運転経歴証明書※1」等の交付を受けた方
 - ③鎌ヶ谷市が発行する「運転免許証自主返納割引証※2」の交付を受けた方
- ※1「運転経歴証明書」は、運転免許センター又は千葉県内の警察署で交付手続きを行う必要があります。
詳しくは鎌ヶ谷警察署（047-444-0110）にお問い合わせください。
※2「運転免許証自主返納割引証」は、鎌ヶ谷市コミュニティバス「ききょう号」のみご利用できます。

割引内容

- 申請及び割引開始日：**令和5年4月3日（月曜日）**から
 - 割引後の運賃：**半額の50円※**（通常100円）
 - 有効期限：運転免許証自主返納割引証交付後**5年間**（更新可能）
- ※現金のみの支払いとし、パスモ・スイカ等での支払い、他の割引との併用はできません。

申請方法

- 1) 窓口申請（即日発行）※代理申請可
交付場所：鎌ヶ谷市 都市計画課 都市政策室（本庁舎4階）
- 2) 必要書類
①申請書（市HP、都市計画課窓口） ②運転経歴証明書の写し等※
③写真（高さ3.0cm×幅2.4cm、正面、無帽、無背景）
④代理申請の場合のみ委任状

※運転経歴証明書の他、「申請による運転免許の取消通知書の写し」、「自主返納した旨の記載のある公安委員会から返却を受けた運転免許証の写し」又は「運転経歴証明書交付済シールが添付されたマイナンバーカードの写し」でも可能。

障がい者手帳をお持ちの方の付き添い者の割引

令和5年4月3日（月曜日）から、障がい者手帳をお持ちの方の付き添いをされている方につきましても1名まで**半額の50円※**となります。

※バス運転手に障がい者手帳をお持ちの方の割引（半額の50円）を受けた方の付き添いである旨を自己申告をして頂いた場合になります。また、現金のみの支払いとし、パスモ・スイカ等での支払いは不可となります。また、他の割引との併用は不可となります。

千葉県警察
免許自主返納に
ついてはこちら



コミュニティバス
運転免許証自主返納
割引についてはこちら



お問い合わせ
鎌ヶ谷市 都市計画課 都市政策室
TEL：047-445-1422